

## 令和4年度1回亀岡市子ども・子育て会議 会議録（要旨）

□ 日 時 令和4年8月22日（月） 10時00分～12時00分

□ 場 所 亀岡市庁舎 3階 302・303会議室

□ 出欠状況

出席委員 安藤 委員、安田 委員、金田 委員、松原 委員、猪子 委員、西山 委員、  
野々村 委員、岩崎 委員、石田 委員、齊田 委員、木寺 委員、松本 委員、  
保城 委員（13名）

欠席委員 橘 委員、平井 委員（2名）

事務局 こども未来部 9名（部長、子育て支援課、保育課）

教 育 部 4名（部長、教育総務課、社会教育課）

□ 傍聴者 0名

1. 開会

2. 開会あいさつ

3. 委員紹介

4. 議題

（1）会長・副会長選出

・事務局一任により選出（会長：安藤委員、副会長：金田委員）

（2）亀岡市子ども・子育て会議について（概要）

・資料1に基づき説明（事務局）

（3）亀岡市子ども・子育て支援事業計画 施策・事業の実施状況

・資料2に基づき説明（事務局）

（4）計画期間中間年度における計画見直しについて

・資料2の説明と合わせて資料3に基づき説明（事務局）

・新型コロナウイルス感染症の影響で過去2年間の分析及び今後の見込値の設定も難しいことから、今年度の見直しは行わないという事務局からの提案について賛成多数で承認

<質疑応答>

□ 要 旨

・議題（2）～（4）についての質疑応答・意見交換

【委 員】子育て短期支援事業の年間利用者数について、令和2年度は19人となっているが、これは延べ人数で、同じ人が複数回利用した数字も含まれているということか。

【事務局】お見込みのとおり。令和3年度を例に挙げると8児童が1泊2日を中心として、延べ20人利用されたという状況。

【委 員】子育て短期支援事業について、令和2年度と令和3年度で年間の延べ人数が減っていると

というのは、コロナの影響で受け入れができなくて減っているという認識で良いか。それとも希望される方が少なかったという認識か。

【事務局】緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が出た間は、施設の受け入れができなかったため、利用者数が減ったということもあるかと思うが、リモートワーク等で家族との時間を持てる機会が増え、施設を利用しなくてもよいというケースもあり、入所を希望される方が減ったということも考えられる。この間は、児童相談所の任意の施設利用を紹介したり、所属の学校や保育所と連携をとりながら、なるべく家庭が孤立しないように努めていた。

【委員】施策No.4の子育て短期支援事業について、説明のあったとおりだが、施設では措置入所として現在34名ほどの児童がおり、短期入所の児童とは場所を分けて預かっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、五つある定員8名の児童棟のうちの一つを、感染が疑われる者が出た場合に隔離するための場所として置いている状況。そのような状況で、入所希望があってもなかなか希望に沿えない部分もあるが、なるべくまた受け入れが可能ないように人材の確保も含めて体制について考えていきたい。

【委員】施策No.2の時間外保育事業について、こちらもコロナの影響で利用者数が減っているとのことだが、受け入れが困難だったのか保護者の利用控えがあったのかどちらか。

【事務局】受け入れ体制を整えるのが困難であった場合もあれば、発熱や喉の痛みがあるということで保護者の方が利用の自粛をしたということもあり、人数としては減少したという結果になっている。

【委員】コロナの話が挙がっているが、もう一つ問題として挙げられるのが人材不足の話である。待機児童がいるなかで、人材不足のため定員を減らす保育園が亀岡市内でも出てきている。それに対する事業として、京都府において高校生の職場体験を行っているが、保育園や幼稚園で職場体験をした生徒たちを養成校につなげる方法を考えなければ、人材は増えていかないのではないか。何かいい案はないか。

【委員】人材不足については、私たち施設側としても本当に危機感を感じている。今、幼稚園人材派遣会社から多い日で1日3～4件電話がかかってくる。本当に困り果てたらおそらく利用すると思うが、派遣会社は3割程度を手数料として給与から差し引くため、人材の定着がしにくい状況にある。関東のとある民間保育園ではやむにやまれず人材派遣会社を利用したが、やはり派遣料が高額ということと、結局労働者に支払われる給与が低いため離職率が高いということで、内容に不安感を示されていた。子どもたちの環境の質の向上が言われている中で、人材が集まってくれないのは非常に困ったことであり、考えていただきたいところである。

それともう一つ、施策No.6の幼稚園における一時預かり事業について、施策・事業概要のところで「仕事や病気、事故等により家庭で保育ができないと認められるとき」とあるが、私立幼稚園において、1号認定は国民の権利なので、事由による制限はしていない。「多

様なニーズ、様々な理由で」という表現が適切ではないかと思う。

また、コロナ対応について、亀岡市内でも感染者が増えて危機的な状況になった令和2年の夏ごろに、様子を見るため一度受け入れを中止したことはあるが、それ以降は特に人数制限はかけず運営しているところである。結果として、利用者数は減少傾向にあるが、それぞれの私立幼稚園が一つ一つの判断をうまく行いながら運営をしている状況である。

【委員】人材の件に関して、昨年、企業主導型の保育所が亀岡市内に何個かできて、亀岡市内では高めの時給で募集をしたところ、多くの人材が集まったということがあり、やはり人材が集まらないというのは給与の面が非常に大きいのではと思う。

#### (5) その他（事務局からの報告）

##### 【保育課】

社会福祉法人愛善信光会 亀岡保育園が来年4月から認定こども園に移行する準備を進めており、京都府との協議に入られたところである。

認定こども園とは、幼児教育と保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無に関係なく入園できる園児の枠が設けられ、保育だけでなく幼児教育にもより重点を置いた運営を行いたいとのことである。

今回の移行により、現在の定員360人から5人増え、365人という形での運営を目指しておられ、本計画の記載内容、保育施設の提供量というところの数字にも影響するため、具体的内容については次回の会議で報告を行う。

##### →【これに対する委員からの意見】

今あった説明の中に、認定こども園になったら幼児教育が入るという話があったが、こども園になるから幼児教育が入るのではなく保育所の段階から入っているものである。誤解を生まないようきちんと説明をいただきたい。

もう一つは、認定こども園ができて、幼稚園の枠と保育園の枠は原則変わらないので、3歳未満児の在宅の子ども、いわゆる無園児の子育て支援はどこがやるのかという問題が今後出てくるのではないかと。3歳未満児も幼稚園に行けるような枠を設けるのはどうか。

子どもたちにとって何が重要かということ念頭に置いて、やっていけるものは各自自治体で進めていけたらと思う。

##### 【子育て支援課】

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について、令和4年6月に改正がなされ、趣旨としては、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うというものである。

法改正の内容としては、1つ目が子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充、2つ目が一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、3つ目が社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、4つ目が児童の意見聴取等の仕組みの整備、5つ目が一時保護開始時の判断に関する司

法審査の導入、6つ目が子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上、7つ目が児童をわいせつ行為から守る環境整備等となっている。こちらは令和6年4月1日から施行される予定である。

5. 意見交換

(時間の都合上省略)

6. 閉会